

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 26 年 2 月 14 日 (金) 号外第 13 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（3）（財政課）・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例（4）（立地戦略課）・・・・・・・・ 6

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業が始まることに伴い、当該事業を円滑に実施し、農業の生産性の向上に資するための基金を設置する。
- (2) 地域人づくり事業を対象とする緊急雇用創出事業臨時特例交付金が交付されることに伴い、鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置目的を改める。
- (3) 鳥取県自殺対策緊急強化基金の名称を見直す。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県農業構造改革支援基金	農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。

- (2) 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置目的に、失業者の能力開発の支援及び就業中の者の処遇の改善の支援を加える。
- (3) 鳥取県自殺対策緊急強化基金の名称を鳥取県自死対策緊急強化基金に改める。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地事業補助金の加算対象に、県内企業が行う市場占有率が高くなると見込まれる新たな事業を加える。

2 条例の概要

- (1) 提供する製品・サービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）に対する企業立地事業補助金の額については、投下固定資産額に100分の10及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（限度額 5億円）を加算する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
18 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	<u>失業者に対する短期の就業機会の提供及び能力開発、就業相談、住宅の確保その他の支援を行うとともに、就業している者の処遇の改善等を支援することにより、労働者の生活の安定を図ること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に当該基金に積立て	<u>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</u>	18 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	<u>県内の離職者等（離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者をいう。以下この項において同じ。）を、次の雇用に至るまでの間、就業機会の提供、住宅の確保等により支援し、これらの者の生活の</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に当該基金に積立て	<u>(1) 離職者等の次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業に必要な経費の財源に充てるとき。</u> <u>(2) 離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てるとき。</u>

									安定を図ること。			
略					略							
26	鳥取県	自死を 防ぐため の相談体 制の整備 、人材の 養成等 により、 県内の自 死に対す る施策及 び体制の 充実強化 を図り、 もって自 死の防止 及び自殺 者の親族 等に対す る支援の 充実に資 すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。	26	鳥取県	自殺を 防ぐため の相談体 制の整備 、人材の 養成等 により、 県内の自 殺に対す る施策及 び体制の 充実強化 を図り、 もって自 殺の防止 及び自殺 者の親族 等に対す る支援の 充実に資 すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。	
略					略							
35	鳥取県	海岸漂 着物の円 滑な回収 及び処理 並びに発 生の抑制 を図り、 もって海 岸におけ る良好な 景観及び 環境の保 全に資す ること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。	35	鳥取県	海岸漂 着物の円 滑な回収 及び処理 並びに発 生の抑制 を図り、 もって海 岸におけ る良好な 景観及び 環境の保 全に資す ること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。	
36	鳥取県	農業経 営の規模 拡大、農 用地の集 団化、新 改革	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して当 該基金に	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる							

支援基金	たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。		積立て	とき。					
------	--	--	-----	-----	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
略		略	
5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であつて、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）	5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であつて、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であつて、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。